

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年10月30日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：3 国名：バングラデシュ 担当：産業開発・公共政策部
案件名：地方都市行政能力強化プロジェクト

1 契約予定期間：2014年1月上旬～2017年12月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
地方行政能力強化に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月13日から2013年11月15日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月13日から2013年11月18日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年12月6日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：12月中旬
- (5) 契約交渉：12月中旬～12月下旬

5 業務の目的

バングラデシュの地方自治体は、農村部では県以下の行政区分に県評議会、郡評議会、ユニオン評議会があり、また、地方の都市部（以下、都市部）は人口や税収の規模に応じて県・郡に跨る規模の中核都市（シティ・コーポレーション）と郡・ユニオンに跨る規模の地方都市（ボルショバ）に区分され、それぞれ市庁が存在する。

全地方自治体に共通する根本的課題は、法律で定められた機能に比し、必要なリソース（資金と人員）が不足しており、行政サービスや開発事業の運営に係る実施体制が十分に構築されていないことである。中央政府による地方自治体への交付金は国家開発予算の5%に過ぎず、地方自治体の財源も限定されている。自己歳入レベルも低いことから、結果として人員も増強できず、資金不足と合わせて、地方自治体が定められた機能を果たせない状況にある。また、資金・人員の不足と同様に重要な課題は、地方自治体の長（議長あるいは市長）、議員、行政官の個々人及び組織としての能力の不足である。選挙で選出された地方自治体の長と議員は、地方自治体の役割や関係者各自の役割にかかる法律や規則、行政の在り方等を理解していない場合も少なくない。行政官についても地方自治体の運営に必要な知識や技術が不足している。これらの課題については、農村部と比較しより多くの機能を担う都市部の地方自治体（以下、都市部自治体）において深刻化している。近年の急速な経済発展に伴う地方の都市化により、都市部においては、住環境の悪化、居住区及び交通網の無秩序な拡大、公共サービスの提供不足などの問題が顕在化し、全国の貧困率が減少する一方で、都市部の貧困者数は増加傾向にある。また、都市部では中央政府によるサービス提供が限定され、給水や廃棄物管理といった住民の生活に不可欠なサービスの提供、都市計画の策定、域内のインフラの整備などの重要な機能を都市部自治体が担うことになっているが、多くの都市部自治体でそれら機能が遂行できていない。また、人的及び組織としての能力についても都市部自治体は自治体運営にあたり様々な知識・技術が求められるが、研修機会は乏しく、資金・人員の不足も大きく影響して非効率的な自治体運営と場当たりのサービス提供が恒常化している。

バングラデシュ政府の長期開発計画である「Outline Perspective Plan of Bangladesh 2010-2021」では、優先分野の一つである「健全なインフラストラクチャーの整備」にて都市化対応を行うとしており、それに関連した具体的な目標の一つに「都市ガバナンス強化」を掲げると共に具体的な政策ターゲットの一つを「権限と機能の地方分権化の促進」としている。また、都市化に係る目標達成に向けた戦略として、分権化と自治体改革、関係機関の役割の明確化、効果的都市ガバナンスの実現を目指すとしている。また、Perspective Planの前期をカバーする実施計画「第6次5か年計画2011-2015」では、都市化対策として都市間のより均衡のとれた成長に力点を置き、都市部自治体の設立、財政的自治権の強化、土地管理の改善、分野横断的な都市計画システムの導入等、分権化を進める方針が示されると共に、そのための戦略の中で制度改革と分権化、計画・実施・モニタリングへの市民社会の参加、関係者の能力強化を通じたシティ・ガバナンスの改善といった行政能力強化策が含まれている。

バングラデシュ政府は上記計画に加え、急速な都市化に対応するために2011年に「国家都市セクター政策（National Urban Sector Policy）」案を策定し、第6次5か年計画期間中の政府承認を目指している。同政策案では、持続的な都市化及び分権的で参加型の都市開発プロセス、を将来のビジョンに据え、インフラ整備による経済発展の促進や都市環境保全等に加え、権限や資金の地方自治体への移譲、住民参加の促進等をベースとした都市部自治体の強化を狙っている。また、バングラデシュ政府は小規模地方都市の行政能力の向上・基礎的な都市インフラの整備及びその周辺地域のインフラ整備を含めた総合的な開発を行うため、有償資金協力「バングラデシュ北部総合開発事業」の検討要請を2012年11月に日本政府に提出し、JICAは2013年3月に本事業の借款契約を締結した。

係る状況の下、バングラデシュ国地方自治農村開発共同組合省地方自治担当総局（LGD）は、我が国の有償資金協

力事業の円滑な実施促進と効果発現と共に地方都市（ボルショバ）の能力強化を目的とした技術協力プロジェクトを要請し、これを受けてJICAは2013年6月に詳細計画策定調査を実施した。この結果を踏まえ、本事業は2013年10月にRDを締結した。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

バングラデシュ全土及びパイロットサイト（全国319のボルショバのうち7つをプロジェクト開始後に選定）

(2) 相手国関係機関

地方自治農村開発共同組合省 地方自治総局（LGD）

(3) 業務内容

ア.LGDのボルショバ行政能力強化の戦略策定及び実施体制整備を支援する。

(ア) ボルショバ行政の役割・実態、制度・政策環境、課題を分析する。

(イ) ボルショバ行政に求められる中核機能・喫緊の能力強化ニーズを具体化する。

(ウ) 関係機関（ドナー含む）を巻き込みつつ、上記（イ）で具体化された能力の強化実施枠組みを構築する。

(エ) 上記（イ）で具体化された中核機能の強化に関し、進行中及び過去の取り組みをレビューし、教訓、グッドプラクティスを抽出する。

(オ) 全国のボルショバ行政能力の強化を図るための中長期的戦略・ロードマップを策定するため、関係者（ドナー含む）から成るワーキンググループを設置する。

(カ) 上記（エ）の結果、成果3におけるパイロット活動の結果等を踏まえ、上記ワーキング・グループで協議しつつ、全国のボルショバ行政能力の強化を図るための中長期的戦略・ロードマップを策定する。

(キ) 上記（カ）で策定した中長期戦略に基づき、研修計画を含むアクションプランを策定する。

(ク) ボルショバ行政能力向上を実施する上で必要な制度・政策環境を分析し、これを踏まえてボルショバ強化政策支援・体制整備に係る必要な支援を行う。

(ケ) 上記（カ）、（キ）で策定されたボルショバ行政能力向上の戦略・ロードマップ及びアクションプランに則った活動が行われるために必要な側面支援を行う。

イ.ボルショバの実務能力強化のツール・研修基盤の整備を支援する。

(ア) 上記ア.(イ)で具体化されたボルショバの中核機能に関係する既存の実務マニュアル・ガイドライン、過去に実施された研修プログラムをレビューする。

(イ) 上記ア.(イ)で具体化されたボルショバ行政の中核課題、上記イ.(ア)の結果を踏まえ、これに係る行政能力を強化するための実務マニュアル・ガイドラインを開発・改訂（例：歳入向上・計画策定、TLCC(Town Level Coordination Committee)の強化等）する。

(ウ) 上記イ.(ア)の結果を踏まえつつ、上記イ.(イ)で整備されたマニュアルをボルショバ行政官が有効に活用するために中核課題能力強化に係る研修モジュールを開発・改訂する。

(エ) 上記イ.(ウ)で開発された研修モジュールを実践するための各研修コースの研修カリキュラム及び教材を開発・改訂する。

(オ) 上記イ.(ウ)及び上記イ.(エ)で整備された研修を実施するための研修実施者が具体化され、研修講師に対するTOTを実施する。

(カ) 以下ウ.で実施されたパイロットボルショバに対する行政官への能力向上活動の結果をモニタリングし、モニタリング結果を研修モジュール、研修カリキュラム、教材の改訂に活用する。

ウ.パイロットボルショバにおける行政能力の向上を支援する。

(ア) 行政能力向上支援を行うパイロットボルショバを選定する

(イ) パイロットボルショバのサービスに対する住民満足度、サービスカバー率、行政事務効率、運営能力、アカウントビリティレベル等にかかるベースライン調査を実施する

(ウ) パイロットボルショバにおいて上記イ.(ウ)、(エ)で整備された研修モジュール、研修カリキュラム及び教材を活用してボルショバ行政能力強化に係る研修を実施する。

(エ) 上記研修を踏まえたボルショバ行政の実務活動を支援する（例：歳入向上、TLCC強化、計画策定、アカウントビリティ強化、基幹サービスの質の向上 等）。

(オ) パイロット活動を踏まえた経験、その他全国のボルショバの経験を取りまとめ、他のボルショバの取組みの参考となるようなグッドプラクティスを抽出する。

(カ) 上記ウ.(オ)で抽出されたグッドプラクティスを上記イ.(エ)で実施する教材の開発・改訂に活用すると共に、全国のボルショバと共有する。

7 成果品等

(1) インセプションレポート（2014年1月頃）

(2) プロジェクト事業進捗報告書（2014年6月下旬）

(3) プロジェクト事業進捗報告書（2015年6月下旬）

(4) プロジェクト事業進捗報告書（2016年6月下旬）

(5) プロジェクト事業進捗報告書（2017年6月下旬）

(4) ファイナルレポート（2017年12月中旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/地方行政強化戦略(評価対象予定者)
- (2) 開発計画策定(評価対象予定者)
- (3) 財政管理(評価対象予定者)
- (4) コミュニティ開発
- (5) 研修開発/業務調整

9 特記事項

- (1) 2013年6月末に詳細計画策定調査を実施済み。
- (2) 2013年10月にR/D締結済み。
- (3) 共同企業体の結成を認める予定。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。